

## 第21回水先人の人材確保・育成等に関する検討会（議事概要）

日 時： 令和5年2月17日（金）13：30～14：50

場 所： WEB 会議方式

出席者： 足立委員、綾委員、池谷委員、石丸委員、今津委員、落合委員（座長）、松倉委員、小山委員、佐々木委員、谷本委員[代理：商船三井佐々木海上安全部長]、長野委員[代理：日本水先人会連合会吉野常務]、中村委員、上迫田委員、西本委員、羽原委員（座長代理）、藤田委員、森重委員

### 【国土交通省】

高橋海事局長、中井海技課長、野見山首席海技試験官、伊藤海技課企画調整官、宮西海技課水先業務調整官、山本港湾局計画課港湾計画審査官（オブザーバー）、麓海上保安庁交通部航行安全課長[代理：梅山航行安全企画官]（オブザーバー）

### 【（一財）海技振興センター】

飯塚理事長、柳原常務理事、松本常務理事、鈴木技術・研究部長

## 1. 議事

- （1）モニタリング委員会の取組の評価及び次年度以降の対応
- （2）嚮導業務支援システム（PPU）調査結果報告
- （3）第四次とりまとめ（案）

## 2. 議事概要

- （1）モニタリング委員会の取組の評価及び次年度以降の対応

事務局からモニタリング委員会の取組の評価及び次年度以降の対応（資料2-1、資料2-2）について説明の後、質疑応答及び審議を行った結果、同委員会としてのとりまとめが了承された。

主な意見等は次のとおり。

- モニタリング委員会については、評価検証の対象は水先人の不適切運航や品位保持等の事例となっており、海難事故については対象外であるため、成果があった一方で、その限界についても理解できた。

- （2）嚮導業務支援システム（PPU）調査結果報告

事務局から嚮導業務支援システム（PPU）調査結果報告（資料3）について説明を行った。

意見等は特段なかった。

(3) 第四次とりまとめ（案）

事務局から第四次とりまとめ（案）（資料4）について説明の後、質疑応答及び審議を行った結果、一部意見があった点については事務局において関係者と調整することとし、その内容は座長に一任された。

主な意見等は次のとおり。

II. 1. 水先人の安定的な確保のための二級及び三級水先人の養成定員の見直し

●船社の窮状が正しく表現されていない。雇用船員の中途退職は海上職の人事への影響にとどまらず、船社の経営に多大な影響をもたらすため、前回の検討会において、二級及び三級の募集人数を0人としてほしい旨意見を申し上げた。中途退職は大手船社の海技者の採用計画に大きなダメージを与えるとともに、中小船社においては一等航海士が1、2名抜けるだけで運航が立ちゆかなくなると聞いている。このため、「雇用船員が二級及び三級水先人を目指して途中で退職してしまうことにより、船社の経営に多大なる影響が出ているため、二級及び三級の募集人数は0人としてほしいとの要望があった。」旨とりまとめに記載して頂きたい。

●とりまとめの記載としてニュアンスが弱いという趣旨であるので、「船社の経営に多大なる影響が出ている」旨に書き換えたほうがよいという印象を受けた。

一方、「二級及び三級の募集人数は0人」との要望を記載することが適当か否かについては慎重に調整すべきと考える。

II. 2. 安全かつ円滑な水先業務の確保のため各水先人会が改正した水先人会会則の実効性の検証

●(3)「適宜利用者（船社等）とも情報を共有する」について、具体的にどのような場で共有していくのか。

●資料22ページのとおり、令和2年12月に設置した日本船主協会と日本水先人会連合会の業務連絡会を、引き続き、定期的を開催することを考えている。

III. モニタリング委員会の取扱い

●「水先引受主体の法人組織の叩き台を作るための調査・検討は、その必要が生じた際に検討することとする」に関連して、法人化することで水先人の採用に柔軟性を持たせることができるのではないかと考えている。モニタリング委員会の取扱いとしての結論は案のとおりで良いが、新たに法人化のニーズが生じていることをとりまとめに記載頂きたい。

●法人化の調査・検討は、第二次とりまとめにおいて、モニタリング委員会で「安全かつ円滑な水先業務の確保」及び「中小規模水先区の水先人不足に対する円滑な派遣支援の確保」のため各水先人会が改正した水先人会会則の実効性について、評価検証のうえ、実施効果がない場合には、一つの解決策と

して考え得る水先引受主体の法人組織の叩き台を作るための調査・検討を行うとの前提により進捗させたものと理解している。同委員会において、十分な実施効果があったと確認されたことから、法人化の調査・検討は「必要が生じた場合」という記載のままで良いと考える。

また、とりまとめは、これまでの関係者間の検討に基づく内容を記載しているものであり、先ほどの新たに生じているとされたニーズは、これまで議論及び検討がなされていないため、とりまとめに記載する内容ではないと考える。

(4) その他

次回の検討会は、事務局より各委員と日程調整を行う。

以上